

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月14日掲載)

| No.51     | 2008年7月施行の「改正最低賃金法」のポイントを述べよ。   |  |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
|-----------|---|--|----|---------|----------|--|----------|--|-------------|---|---------------|---|-----------|--|
| 解答        | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 600 611 651">項目</th> <th data-bbox="619 600 1337 651">改正のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 663 611 981">①地域別最低賃金</td> <td data-bbox="619 663 1337 981">           ① 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなり、具体的な金額は、都道府県ごとに決定される。(法第9条第3項)<br/>           ② 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられた。(法第4条第1項、第40条)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 992 611 1272">②産業別最低賃金</td> <td data-bbox="619 992 1337 1272">           産業別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条:罰金の上限額30万円)が適用される。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限額50万円)となる。(法第6条第2項、第4条第1項、第40条)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1283 611 1462">③適用除外規定の見直し</td> <td data-bbox="619 1283 1337 1462">           すべての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設された。(法第7条)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1473 611 1563">④派遣労働者の適用最低賃金</td> <td data-bbox="619 1473 1337 1563">           派遣労働者には、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されることとなった。(法第13条、第18条)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1574 611 1646">⑤最低賃金額の表示</td> <td data-bbox="619 1574 1337 1646">           時間額、日額、週額または月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなった。(法第3条)         </td> </tr> </tbody> </table> |  | 項目 | 改正のポイント | ①地域別最低賃金 | ① 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなり、具体的な金額は、都道府県ごとに決定される。(法第9条第3項)<br>② 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられた。(法第4条第1項、第40条) | ②産業別最低賃金 | 産業別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条:罰金の上限額30万円)が適用される。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限額50万円)となる。(法第6条第2項、第4条第1項、第40条) | ③適用除外規定の見直し | すべての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設された。(法第7条) | ④派遣労働者の適用最低賃金 | 派遣労働者には、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されることとなった。(法第13条、第18条) | ⑤最低賃金額の表示 | 時間額、日額、週額または月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなった。(法第3条) |
|           | 項目  | 改正のポイント  |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
|           | ①地域別最低賃金  | ① 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなり、具体的な金額は、都道府県ごとに決定される。(法第9条第3項)<br>② 地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられた。(法第4条第1項、第40条)             |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
|           | ②産業別最低賃金  | 産業別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条:罰金の上限額30万円)が適用される。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限額50万円)となる。(法第6条第2項、第4条第1項、第40条) |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
|           | ③適用除外規定の見直し   | すべての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、認定職業訓練を受けている者等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設された。(法第7条)  |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
|           | ④派遣労働者の適用最低賃金   | 派遣労働者には、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されることとなった。(法第13条、第18条)  |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |
| ⑤最低賃金額の表示 | 時間額、日額、週額または月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなった。(法第3条)  |  |    |         |          |  |          |  |             |   |               |   |           |  |

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.